

# 全国児童福祉主管課長関係課長会議 (保育課)

## 【目 次】

- 資料1 「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱一部改正新旧対照表（案）」・・・1
- 資料2 「安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表（案）」・・・7

平成22年2月25日（木）  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保 育 課

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>（1）保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</p> <p>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次の①と②により算定された額の合計額とする。</p> <p>① 次のア、イ、エからキ及びケにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及びその際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。</p>	<p>別紙</p> <p>平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>（1）保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</p> <p>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次のアからキにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及びその際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 次のウ及びクにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び6の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及び①に係る基金の造成に要する経費の実支出額並びにそれらの造成の際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〔保育所等整備事業〕

ア（略）

イ（略）

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔広域的保育所利用事業〕

エ（略）

オ（略）

〔家庭的保育改修等事業〕

カ（略）

キ（略）

ク 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔保育の質の向上のための研修事業等〕

ケ（略）

(2)～(5)（略）

〔保育所等整備事業〕

ア（略）

イ（略）

〔広域的保育所利用事業〕

ウ（略）

エ（略）

〔家庭的保育改修等事業〕

オ（略）

カ（略）

〔保育の質の向上のための研修事業等〕

キ（略）

(2)～(5)（略）

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4 (1) ②及び4 (4) ②にかかる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年7月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 4 (1) ②及び4 (4) ②にかかる額の交付の申請は、別紙様式1に準じた変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(実績報告)

9 (略)

(その他)

10 (略)

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4 (4) ②にかかる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年7月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 4 (4) ②にかかる額の交付の申請は、別紙様式1に準じた変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(実績報告)

9 (略)

(その他)

10 (略)

(別紙様式1) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費所要額調査

区分		基金造成に要する 経費の支出予定額	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	算出された 合計額	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額)
		(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)	①					
	②					
	合計					
(2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)						
(3) すべての子ども・家庭への 支援						
(4) ひとり親家庭等への支援 の 拡充	①					
	②					
	合計					
(5) 社会的養護の拡充						
合 計						

別紙2 (略)

(別紙様式2) (略)

(別紙様式1) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費所要額調査

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	算出された 合計額	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額)
	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)					
(2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)					
(3) すべての子ども・家庭への 支援					
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充					
(5) 社会的養護の拡充					
合 計					

別紙2 (略)

(別紙様式2) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費精算書

区分		基金造成に要する経費の支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引額 (Δ) 不足額 (G-E)
		円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)	①								
	②								
	合計								
(2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(3) すべての子ども・家庭への 支援									
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充	①								
	②								
	合計								
(5) 社会的養護の拡充									
合 計									

別紙2 (略)

(別紙様式3) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引額 (Δ) 不足額 (G-E)
	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)								
(2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)								
(3) すべての子ども・家庭への 支援								
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充								
(5) 社会的養護の拡充								
合 計								

別紙2 (略)

(別紙様式3) (略)



別紙

安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1～第6（略）</p>	<p>別紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1～第6（略）</p>

改 正 後

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)  
1 (略)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付金の種類	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦補正時期
				都	都道府県	市町村		
1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）	(1) 保育所等整備事業 ○保育所等整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○保育所等整備事業(別添2) 都市部を中心として、保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設整備費の補助を実施する。 ○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において放課後の児童施設として活用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、家具設備の設置のための経費の補助を実施する。	20年度交付金要綱4(1) 21年度交付金要綱4(1)ア、イ及びロ	市町村	○別添1の5(1)及び(2)に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の5(3)に該当する市町村 1/2 - 1/4			平成22年度末	
	(2) 広域的保育所利用事業(別添5) 目標の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付金要綱4(1)イ及びロ	市町村	1/2 - 1/2			平成22年度末	平成22年度末
	(3) 家庭的保育改修等事業(別添6) ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。 ○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	20年度交付金要綱4(9) 21年度交付金要綱4(1)カ、ニ及びロ 20年度交付金要綱4(9) 21年度交付金要綱4(1)イ及びロ	市町村 都道府県 市町村	○別添6の3(1)に該当する市町村 2/3 - 1/2 ○別添6の3(2)に該当する市町村 1/2 - 1/2			平成22年度末	
	(4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7) ○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実施のための経費の補助を実施する。 ○保育士再就職支援コーディネーター設置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを設置する。	20年度交付金要綱4(4) 21年度交付金要綱4(1)イ	都道府県 市町村 都道府県	1/2 1/2 - 1/2 - 1/2 1/2 1/2 -			平成22年度末	
	(5) (略)							
	2~6 (略)							
	(注1)~(注9) (略)							

(補助基準額)  
3 (略)

現 行

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)  
1 (略)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付金の種類	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦補正時期
				都	都道府県	市町村		
1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）	(1) 保育所等整備事業 ○保育所等整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○保育所等整備事業(別添2) 都市部を中心として、保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設整備費の補助を実施する。 ○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において放課後の児童施設として活用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、家具設備の設置のための経費の補助を実施する。	20年度交付金要綱4(1) 21年度交付金要綱4(1)ア及びイ	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2 - 1/4			平成22年度末	
	(2) 広域的保育所利用事業(別添5) 目標の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付金要綱4(1)イ及びロ	市町村	1/2 - 1/2			平成22年度末	平成22年度末
	(3) 家庭的保育改修等事業(別添6) ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。 ○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	20年度交付金要綱4(9) 21年度交付金要綱4(1)イ及びロ	市町村 都道府県 市町村	1/2 - 1/2 1/2 1/2 - 1/2 - 1/2			平成22年度末	
	(4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7) ○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実施のための経費の補助を実施する。 ○保育士再就職支援コーディネーター設置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを設置する。	20年度交付金要綱4(4) 21年度交付金要綱4(1)イ	都道府県 市町村 都道府県	1/2 1/2 - 1/2 - 1/2 1/2 1/2 -			平成22年度末	
	(5) (略)							
	2~6 (略)							
	(注1)~(注3) (略)							

(補助基準額)  
3 (略)

別添1

保育所緊急整備事業

1 事業の目的  
(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

ただし、下記3（2）の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 整備対象施設  
(略)

(3) 事業の実施主体  
(略)

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）  
(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額  
(略)

別添1

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

(2) 整備対象施設  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体  
市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）  
社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例団法人

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員が純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増定員
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額  
ア 定員規模による定額（「標準」単価）

② 補助率  
(略)

③ 補助対象事業（整備区分）  
(略)

(2) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注) 「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

- イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算
- ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算
- エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注: 増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

カ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

キ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

ク 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

(3) (1)、(2) 以外の場合

① 補助基準額  
(略)

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（(1)の③及び(2)の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、(1)及び(2)に該当する市町村についても(3)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

(略)

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（(1)の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）  
（略）

(3) 削除

4 対象経費  
（略）

③ 補助対象事業（整備区分）  
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

(3) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する場合

① 補助基準額

ア スペース確保費 1施設当たり 3,000千円  
保育所（分園）設置のため、空き教室等のスペースを確保するために倉庫を設置した場合に定額（「標準」単価）を適用

ただし、都市部は割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 改修費 1施設当たり 13,000千円  
保育所（分園）設置のため、空き教室等を改修した場合に定額（「標準」単価）を適用

ただし、都市部は割増単価（「都市部」単価）を適用

ウ 上記のイには、設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
特殊附带工事費	特殊附带工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費